

子どもの「心」と逸脱の知識社会学 道における心理主義化を対象として

少年犯罪報

著者	赤羽 由起夫
発行年	2016
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2015
報告番号	12102甲第7614号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00143208

氏名	赤羽 由起夫			
学位の種類	博士（社会学）			
学位記番号	博 甲 第 7614 号			
学位授与年月日	平成 28 年 3 月 25 日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	子どもの「心」と逸脱の知識社会学 —少年犯罪報道における心理主義化を対象として—			
主査	筑波大学 教授	博士（人間科学）	土井隆義	
副査	筑波大学 教授	博士（社会学）	奥山敏雄	
副査	筑波大学 講師		葛山泰央	
副査	中央大学 教授		矢島正見	

論文の要旨

1990年代後半から2000年代半ばの日本において、少年犯罪が大きな社会問題となった。当時の少年犯罪は、少年刑法犯の検挙人員の増減から「戦後第四の波」と呼ばれた。この時期の少年犯罪報道において特徴的だったのは、「普通の子」の「心」が大きな注目を集め、発達障害や「心の闇」といった少年の「心」の状態について多く語られたことであった。では、犯罪少年たちの「心」はどのように、そしてなぜ語られたのだろうか、本論文は、その社会的要因を社会学の観点から解明しようと試みたものである。

そのために本論文が依拠したのは、社会学のなかでも特に知識社会学の視点である。知識社会学とは、社会（存在）が知識のあり様を規定しているという基本的視座、すなわち知識の存在拘束性にもとづいて、知識と社会の相互関係を明らかにする視点である。知識社会学にも様々な学派が存在するが、本論文が依拠している知識社会学は、エミール・デュルケムの視点を継承した機能主義的な知識社会学である。その基本的な発想は、社会を道徳的に統合されたものとみなし、人びとが共有している知識を、そのような社会の維持・存続に対する機能の視点から分析、考察するものである。

以上の知識社会学の視点から本論文が着目したのは、「第四の波」の少年犯罪の社会問題化が、社会の心理主義化を背景としたモラル・パニックとして位置づけられるという点である。心理主義化とは、「心」に対する社会的関心が増大する現象であり、モラル・パニックとは、マス・メディアの報道によってある逸脱事象が急速に社会問題化する現象である。これらを踏まえ、本論文では、「第四の波」における犯罪少年の「心」の語られ方を、子どもの「心」の教育をめぐる道徳の更新という社会現象の中に位置づけ、その具体的なデータとして新聞報道の分析、考察をおこなっている。

本論文における考察の結果、「第四の波」の犯罪少年の「心」の語られ方を規定していたものは、個人化社

会において必須となった「心」をめぐる道徳的能力と、それに伴う社会の再編成であったことが明らかにされている。すなわち、社会の構成単位が個人により純化した個人化社会において、「心」をめぐる道徳が更新され、その逸脱として「第四の波」の犯罪少年の「心」が語られたのである。このような視座から、本論文は理論編である第Ⅰ部と、分析編の第Ⅱ部から構成されている。

第Ⅰ部では、本論文の視点である知識社会学について先行研究のレビューを行ない、その理論的な整理と争点の明確化を行なっている。

第Ⅰ章では、先行研究の到達点と問題点を明らかにすることで、本論文で検討すべき理論的視点を提示している。それを受けて第Ⅱ章では、デュルケム社会学の視点から知識の位置づけが行なわれている。続く第Ⅲ章では、モラル・パニックの機能について理論的に整理している。その結果、モラル・パニックには社会の道徳的境界、すなわち道徳への同調と逸脱を区別する境界を更新する機能があり、新しい逸脱に対するモラル・パニックは、新しい道徳の形成に伴って生じるものであることが明らかにされている。第Ⅳ章では、「心」が人びとの道徳的な対象となった社会的背景について理論的に考察している。さらに第Ⅴ章では、個人化社会における教育について理論的に考察している。

以上の第Ⅰ部における各章の議論を、知識と社会の関係を探る知識社会学としての視点から簡潔にまとめると、重要な点は次の四つである。第一に、本論文で扱う知識とは、犯罪の語られ方であり、それは道徳についての知識を形成する集合表象としての概念である(第Ⅱ章)。第二に、本論文が想定する知識と社会の関係は、モラル・パニックにおける犯罪の語られ方が、社会の道徳的境界を更新する機能をもつという関係である(第Ⅲ章)。第三に、本論文が想定する社会は、「心」をめぐる犯罪の語られ方を生み出すような、個人化した社会である(第Ⅳ章)。第四に、本論文が想定する教育とは、子どもの「心」をめぐる道徳的行為の能力の社会化を目的とした「心」の教育である(第Ⅴ章)。

第Ⅱ部では、第Ⅰ部での理論的知見をふまえ、「第四の波」の少年犯罪の新聞報道を具体的な素材として用いながら、犯罪少年の「心」を焦点化して語るようになった具体的なメカニズムについて分析している。

第Ⅵ章では、新聞の少年犯罪報道と少年犯罪について基本的な事実を確認している。続く第Ⅶ章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「普通の子」が語られたのかを明らかにしている。次の第Ⅷ章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ発達障害が語られたのかを明らかにしている。さらに第Ⅸ章では、「第四の波」の少年犯罪において、なぜ「心の闇」が語られたのかを明らかにしている。

以上の第Ⅱ部における各章の議論を、知識と社会の関係を探る知識社会学としての視点から簡単にまとめると、重要な点は次の四つとなる。第一に、「第四の波」の少年犯罪の語られ方は、少年犯罪の実態ではなく、人びとの道徳的関心を反映したものである(第Ⅵ章)。第二に、「普通の子」は、子どもの「心」に道徳的境界を引くために語られたといえる(第Ⅶ章)。第三に、発達障害は、「心」の尊重の能力の逸脱として語られたといえる(第Ⅷ章)。第四に、「心の闇」は、「心」の向上の能力の逸脱として語られたといえる(第Ⅸ章)。

最後に、本論文における考察を要約して結論を提示すれば、「第四の波」の犯罪少年の「心」の語られ方を規定していたものは、個人化社会において必須となった「心」をめぐる道徳的能力と、それに伴う社会の再編成であったということになる。犯罪少年の「心」に関する知識は、道徳に対して逸脱的な「心」についての知識であり、それは人びとにとって、同調的な「心」と逸脱的な「心」とを区別する道徳的境界を引くための資源となる。個人化社会において子どもに社会化されるべき道徳的能力とは、中間集団から解き放たれた個人主義を背景とした相互行為の水準における「心」の尊重の能力と、中間集団から解き放たれた進歩主義を背景とした自己変容の水準における「心」の向上の能力なのである。

1 批評

本論文が考察の対象とした子どもの「心」に道徳的境界を引くためには、その社会の人びとが共通して関心を向けることができる子ども像が必要である。「第四の波」の場合、それは「普通の子」であった。「普通の子」が語られたのは、社会階層の違いを無視して青少年問題を語るることができる総中流の社会意識が維持される一方、近代学校教育や近代家族などの産業社会的な中間集団の道徳的拘束力が弱化している中で、子どもの「心」に道徳的境界を引くためにもっとも有効な資源であったからだといえる。

このような観点に立つなら、子どもの「心」の道徳的境界は、「心」の尊重をめぐる能力とその逸脱、そして「心」の向上をめぐる能力とその逸脱の間に引かれたものだということになる。そのため、「心」の尊重をめぐる能力の逸脱は、広汎性発達障害として語られ、「心」の向上をめぐる逸脱は「心の闇」として語られてきたと解釈されるのである。本論文の意義は、その道徳的境界が、けっして子どもの「心」にのみ引かれたものではないという点を明らかににしたことにある。

子どもの「心」をめぐるのは、大人と子どもの教育的な相互行為の水準においても、道徳的に望ましい、あるいは望ましくないふるまいの境界が引かれることになる。じっさい、教育的な相互行為においては大人が子どもの「心」を理解することの重要性が強調されることに伴い、逆にそうしないことの不適切さが強調されるようになった。また、犯罪少年の「心」が語られたことは、制度的な水準において教育の再編成を伴うものでもあった。広汎性発達障害をめぐるのは、教育と医療という二つの領域の関係が再編成され、「心の闇」をめぐるのは、前兆の把握などの対策へと結びついたのでと解釈されうるだろう。

このような検討を踏まえると、論文の学術的価値は以下の点にあるといえよう。従来の社会学において、後期近代において発生するモラル・パニックについての説明は、社会の多元化や流動化をもたらす存在論的不安という観点からなされたものがほとんどであった。しかし本論文は、その社会の多元化や流動化をもたらした個人化がたんに社会を分化させることで不安を煽るばかりでなく、むしろその個人化が進む社会だからこそ、人々を道徳的に統合させる機能として「心」の重視が誕生し、それが今日のモラル・パニックの背景にあったという、従来とはまったく異なった視点を提供している。その社会的な手腕は高く評価されてよい。

ただし、本論文にも問題がないわけではない。本論文の目論見が大きいものであるがゆえに、限られた分量のなかでその具体的な分析はかなり荒削りなものとなっている。たとえば、本論文は2000年前後に問題化した少年犯罪の「第四の波」を分析のターゲットに据えているが、そのデータを解釈するために使われている理論的枠組みからすれば、同様の理屈は1980年代に問題化した少年犯罪の「第三の波」にも同様に当てはまる。後期近代という枠組みでは分析に使用する理論の射程が大きすぎるために、分析の精度にまだ足りない面があることは否定できない。両者を分かついえば第三の変数を発見することは今後の課題とされるべき点である。しかし、それが新たな要因を発見した本論文の学術的価値を損なっているとはまではいえず、博士の学位授与に必要とされる水準には十分に達しているものと判断することができる。

2 最終試験

平成28年1月25日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行なった。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。